SSKRゼンコロNo.153（増刊）通巻6788号2013年1月24日発行

SSKR

ZENCOLO

ゼンコロ

2013.1 No.153

社団法人 ゼンコロ
〒165-0023 東京都
中野区江原町 2-6-7
電話 03-3952-6166
発行 勝又和夫

■ 巻頭言
■ アビリンピック全国大会、長野で開催
■ 北から南から
■ 利用者の声
■ APDF 会議（韓国・インチョン）参加報告
■ JDF いわて支援センターにおける被災障害者支援活動
■ 2012 年 JDF 障害者労働・雇用国際フォーラム「障害者権利条約と制度改革」に参加して
■ JD・社会支援雇用研究会の課題
■ 障害者差別禁止法から学んだこと～その社会的意義について
■ JDF 全国フォーラム「障害者権利条約と制度改革」に参加して
■ 調一興著作選集「明日を開く言霊」を読んで
■ 2013 年 1 月 30 日～ 31 日 「就労移行支援事業に関する研修会」開催の案内
■ 編集後記

－ 競う技 未来を拓く ゆめ長野 －

第 33 回 全国障害者技能競技会 アビリンピック 2012 in NAGANO

山形県コロニー協会 海藤 航貴さん（上段左）
福岡コロニー 西原 吾朗さん（下段左）
山口県コロニー協会 岡本 貴志さん（上段中）
ながのコロニー 瀧内 さとみさん（下段中）
山口県コロニー協会 迫（サコ） 光優（ミツマサ）さん（上段右）
山形県コロニー協会 松田 和大（カズヒロ）さん（上段右）

巻頭言

ゼンコロ常務理事　武者　明彦

1．はじめに

年頭に当たり、所感を述べさせていただきます。年末に行われた今回の衆院解散・総選挙では、自民、公明両党が定数の3分の2を超える325議席を獲得し、復権を果たしました。衆院選の結果を受けて朝日新聞社が実施した全国世論調査では、自民中心の政権に交代することを「よかった」と思う人は57%で「よくなかった」16%を大きく上回り、3分の2を超える325議席を獲得したことは「よかった」35%、「よくなかった」43%だったそうです。自民大勝の大きな理由は、「自民の政策を支持」はわずか7%で「民主政権に失望」が実に81%を占めたそうですが、今の国民の率直な気持ちを表現している数字であると思います。

日本のリーダー交代に前後して、近隣諸国のリーダーも新しくなり、緊張の度合いが高まっている外交はどうなるのか、日本のエネルギーの将来を左右する原発をどうするのか、などなど、新政権は大きな決断が迫られています。決められない政治も困ったものですが、圧倒的な数に頼った強行的な政治には国や時代を問わず嫌悪を覚えます。将来を託すに足る信頼感のある政権であってほしいものです。

2．障害者の雇用率

厚生労働省が毎年行っている障害者の雇用実態調査（2010年6月1日現在）によると、民間企業（法定雇用率1・8%）の実雇用率は1・68%（34万3000人）であり、雇用率、雇用者数共に過去最高となりました。因みに公的機関（法定雇用率2・1%、都道府県の教育委員会は2・0%）の実雇用率は、国が2・29%（6，552人）、都道府県が2・50%（7，598人）、市町村が2・40%（2万2，547人）、教育委員会が1・78%（1万1，212人）、独立行政法人など（法定雇用率2・1%）は2・24%（6，639人）となっており、実雇用率はいずれも前年を上回りました。しかし法定雇用率を達成した企業の割合は47・0%にとどまっていて、半数以上の企業が雇用率未達成という大きな問題があります。

来年度から障害者の法定雇用率が2%に引き上げられることも背景にあるのでしょうが、このところ企業、特に大手企業の人事部門の責任者や特例子会社の責任者とお会いする機会が増えてきており、企業の障害者の雇用意欲が高まっているようにも思います。ここは大きなチャンスですので、私たち障害者の就労支援を行う事業者としても、採用企業の開拓や職域切り出しの提案など、積極的な就労支援を展開する必要があります。

3．日本の労働者の実情

一方、総務省統計局の「労働力調査詳細結果」によると、非正規雇用者数は年々増加しており、2006年は前年比3・6%増の1，677万人となりました。雇用者全体に占める非正規雇用者の比率は、2000年には26・1%だったのが、2006年には33・0%と大幅に増えました。今や働いている人の3人に1人が非正規雇用となってしまったのです。働く女性の半数以上が非正規雇用というデータもあります。現在その状況はさらに進んでいるものと思われます。

バブルの崩壊と共に、多くの企業がリストラや新卒社員の採用抑制により、正規雇用の削減を進めてきました。その一方で、社員の減少を補うために派

遣やパート、アルバイト、嘱託などの非正規雇用を増やし、事業状況の緩衝材とする人事政策を選択しました。政府もこれを後押しするかのように、多様な労働形態の導入と、労働の流動化を標榜し、雇用・労働の規制改革を進めました。あらゆる場面で非正規雇用が進むことは必然であったと思います。

こうした背景もあって、年収200万円未満の労働者はここ10年でおおよそ300万人増加し、2006年には、年収200万円未満の労働者が1000万人を突破してしまいました。日本の労働者の5人に1人が年収200万円未満の生活を強いられているのです。特に若年層にワーキングプアがどんどん増加していていることは深刻な社会問題です。

4. 障害者の現状

障害者の場合はさらに深刻です。昨年公表された、「きょうされん」が行った全国調査では、福祉作業所など就労支援を中心とした福祉サービスを利用している障害者の98・9%が、障害手当などの公的支援を含めても年収200万円以下のワーキングプアと呼ばれる生活水準にとどまっていることがわかりました。なかでも年収100万円以下が半数以上を占める状況で、厳しい障害者の生活環境がデータで裏付けられました。

またこの調査では、障害者の家族構成にも踏み込んでおり、それによると、親と同居が56・7%、きょうだいと同居が18・3%に対し、一人暮らしは7・7%、配偶者と同居は4・3%にとどまっています。調査を行ったきょうされんでは「障害者の多くが十分な収入を得られず、家族に依存して生活している」と指摘しています。

この調査では、障害福祉サービス事業所などを利用している障害者の状況が浮き彫りになったわけですが、企業などが行う障害者雇用の条件のほとんどが、非正規や期限付き雇用である実態を考えると、雇用されている障害者の生活環境も相当に厳しいものであることが推察されます。企業などが法定雇用率をクリアするため、事業状況に応じて切りやすい非正規で障害者を雇っているとすれば、障害者雇用が進んでいるというデータがあったとしても素直に喜ぶことはできません。

雇用である以上、最低賃金を支払うことは当然ですが、有期限雇用や短時間のパートやアルバイトなどの非正規雇用では、将来を思い描くことはおろか、給与だけで生活ベースを組み立てることすらきわめて困難です。多くの働く障害者が、厳しい地域生活を強いられ、働きながらも家族の支援を受ける生活となっている可能性が高いと思います。

障害者を雇用する企業にとって、労働能力が一般の労働者と遜色ない場合には障害者雇用制度を使った雇用は有利になるものの、労働能力が低い障害者を雇用し、最低賃金以上の処遇を続けてゆくことは並大抵のことではないはずです。これは推測に過ぎませんが、特例子会社など多くの障害者を雇用する企業は、本社などから市場価格を超えた調達コストで仕事の供給を受けたり、コーディネーターとして配属されている従業員などの人件費を何らかの形で支援したりするなどの配慮をしてもらっているケースも多いのではないかと想像します。企業が働きに見合った賃金を支払うことは当然の義務ですが、労働能力以上の賃金を支払い続けることは、企業としての競争力を削がれることにつながります。何らかの、長期的な賃金補填制度が必要であると思います。

5. おわりに

「ディーセント・ワーク」というキーワードがあります。直訳すると、「ちゃんとした仕事」、「まともな仕事」となり、一般的にはこれをもう少し意訳して、「人間らしいやりがいのある仕事」と、邦訳されることが多いと思います。この言葉を最初に提唱したILOの事務局長ファン・ソマビア氏は、2000年に開催された日本ILO協会50周年記念式典において、ディーセント・ワークを、「これは子どもに教育を受けさせ、家族を扶養することができ、30年〜35年ぐらい働いたら、老後の生活を営めるだけの年金などがもらえるような労働のことです」と解説したそうです。

景気対策とあわせて、雇用対策は、新政権にとっても避けて通ることができない大きな政策課題となっています。「ディーセント・ワーク」は非正規雇用が進む日本において、今となっては非常に困難とも思えますが、障害者を例外とはしない、すべての雇用において掲げるべきスローガンであると思います。

第33回全国障害者技能競技大会
アビリンピック2012 inながの

ながのコロニー　長野福祉工場製造部長　和田　今朝則

10月20日（土）～22日（月）まで、長野市にて「第33回全国障害者技能競技大会」が開催されました。ゼンコロの関係では、DTP部門に山形県コロニー協会 松田選手、山口県コロニー協会 迫選手、福岡コロニー 西原選手、ホームページ部門に山形県コロニー協会 海藤選手、ながのコロニー 瀧内選手、データ入力部門に山口県コロニー協会 岡村選手の計6名が県予選を勝ち抜き出場されました。

20日（土）に開会式がホクト文化ホールにて開催され、各都道府県の選手代表が県旗を掲げ入場し、ゼンコロの関係では松田選手・瀧内選手が旗手を努めました。21日(月)に23種目の全競技が、長野オリンピックのアイスホッケーの会場になったビッグハット、フィギュアスケートの会場となったホワイトリングにて行われました。ゼンコロの関係の出場選手の競技会場は、すべての種目がビッグハットにて行われ、データ入力が午前中、DTPとホームページが午後からの開催になりました。出場者名簿が事前に入手できなかったため、山形県コロニー協会と福岡コロニーの参加者しか分からず、当日に山口県コロニー協会からもおられる事が分かり、岡村選手の競技を応援することができずにとても残念に思いました。各選手は緊張している様子でしたが、競技開始とともに真剣な表情で課題に取り組み、見学者から制作している画面が見える状況の中でも一生懸命取り組んでいる姿が印象的で、日頃の成果が遺憾なく発揮された事と思います。

競技終了後にささやかな懇親会を開かせていただき、選手・付き添いの方等全員に参加していただきました。出場選手からは「自分の力が充分発揮できた」「できない課題があった」「県大会とは内容が違いやりづらかった」等々の話が聞くこともできました。短い時間でしたが参加していただいた皆さんに他のコロニーの人と交流を持てた事を大変喜んでいただきました。ゼンコロについてよく知らない方もおり、田山工場長から説明させていただき、ゼンコロでの交流は必要な事と感じました。

22日（火）には、閉会式がホクト文化ホールにて開催され、結果発表が行われました。残念ながら国際大会への資格となる金賞の方はおりませんでしたが、山口県コロニー協会の岡村選手がデータ入力部門・ながのコロニーの瀧内選手がホームページ部門にてそれぞれ銀賞を受賞されました。あらためて入賞おめでとうございます。アビリンピックは、障害を持っている方も優れた技術を持っていることを一般の方にも理解していただき、障害者の雇用促進の機会を広げる事に協力できるよい場だと思っています。次回の全国大会は千葉県にて開催される予定です。ゼンコロから一人でも多くの方に参加していただくこと、出場される皆さんには県予選を勝ち抜かれ、さらに千葉大会で入賞できることを心より願い、ながのコロニーも頑張りますので、みなさん千葉で会いましょう。

青　森

社会見学支援
ＲＡＢ青森放送局

青森コロニーセンター
生活支援員　中尾　和美

十月に社会見学支援でＲＡＢ青森放送局へ行きました。

テレビスタジオからラジオスタジオ、屋外の中継車まで、放送局の方がわかりやすく面白く案内して下さいました。

いつもテレビで見るスタジオ、いつもテレビに出るアナウンサーを生で見て、皆さん大興奮の様子！スタジオでパシャリ、アナウンサーとパシャリ、たくさんの写真を撮って思い出もたくさん残しました。

見学の中で、番組の放送の仕組みや合成映像の仕組み等を目で見て体験する時間もあり、普段見ることのできない裏側までしっかりと見ることができました。

特に興味深かったのはニュース番組の裏側でした。「ニュースアナウンサーはいつもテレビに向かって喋っているが、下を向かずに（原稿を見ずに）間違えずに話せるのはどうしてか。」という問いに対して、実は暗記している訳ではなく、アナウンサーの目の前にモニターがいくつかあってそのモニターに映し出された原稿を読んでいる、との説明がありました。説明の後で、何人かの方が実際にアナウンサー体験をして、その仕組みを確かめていました。

その他にも、歴代の放送器具を見ながらその歴史を学ぶ時間もあり、実際に手に取ってカメラの重さや取材の大変さを実感しながら、現在にいたるまでにどのような苦労があったか等も知ることが出来ました。

最後に放送局の玄関で記念撮影。

終わってからも「もっとゆっくり見学したかった」「また行きたい」等の声が挙がる程、とても充実した社会見学となりました。

これからも社会見学支援を通してさまざまな世界に触れることで、皆さんの就労に関しての視野もさらに広げられるよう支援していけたらなと思います。

山　形

一日だけの和食レストラン

山形県コロニー協会
山形コロニー就労サポートセンター
職業指導員　村山　桂子

去る、十一月二十九日（木）に、接客サービス実地訓練「一日だけの和食レストラン」を開催しました。就労移行支援事業の訓練の一環として、平成二十一年十二月より「山形調理師　清和会」様のご協力のもと実施しており、今回で八回目となります。清和会は、山形の有名旅館等で活躍する和食のプロフェッショナル集団であり、料理のクオリティは超一級品です。

和食レストランは、接客サービスの実践を通じ、ビジネスマナー・コミュニケーション能力及び社会性等の向上を目指すことを目的としております。また、お客様には地域の連

携機関や行政、事業主などから参加いただき、就労移行支援事業についての理解を深めていただくための事業説明会を合わせて実施しています。

利用者は和食のルールや配膳技術等を学び、それぞれが役割を果たせるよう訓練しました。その過程では「きちんとできるだろうか。」「お客様に声掛けすることができるのだろうか。」「間違えたらどうしよう。」などと、不安を抱えながら本番を迎える利用者もおりましたが、皆、最後までやり遂げることができ、大きな達成感を得られたようです。

実際にお客様をお迎えすることで、普段の訓練では味わえない緊張感や職業体験の機会は非常に貴重な経験であり、ここで確認した確かな技能等を、今後の就職活動に活かしていってほしいと考えております。

ながの

はあてい若槻新施設竣工

多機能型事業所はあてい若槻　所長　水上能男

当事業所は、昭和37年5月社会福祉法人長野若槻園の設立・認可と同時期に生活保護授産施設として開設し、幾多の変遷を経て昭和42年3月に作業棟、昭和50年2月に事務所棟が建設されて以来、45年又は37年を経過し、建物が著しく老朽化したことや障害者自立支援法への事業移行に当たり複数の作業室等が必要なことから、平成23年度国庫補助金と長野市の補助金の交付決定（一部24年度へ繰越）を受け平成23年11月22日に着工し平成24年8月25日に作業棟と食堂棟の2棟からなる新施設が竣工しました。

事業所の建物は、延床面積752.67㎡で作業棟（583.58㎡）は、事務室・保健室・相談室・タイムケア室・作業室5・浴室・更衣室2（利用者）・トイレ3（車いす用トイレ含む）で、作業室では既存の下請作業に加え自主生産品の製造を新たに開始するため食品加工作業室も設けました。

建物のデザインコンセプトとして、長期にわたり使用することを念頭に飽きのこないシンプルなデザインとし、軒を深くし日差しに対して夏は遮り、冬は取り込む形状とし、作業室は、北側に明かり取りの窓（ハイサイト）を設け、南側の窓と合わせ室内を明るくすることで照明の負荷の軽減を図り、冬季の寒い時期は屋根裏の暖気を床下に取り込み、夏は熱気を排出することで空調の負荷の軽減や快適性の向上等に配慮した建物となっています。

この施設建設にかかった事業費は、総額2億1千万円で、財源は施設整備補助金として国及び長野市からの助成1億3,689万円、県の障害者自立基盤整備事業費481万円、保護者後援会からの寄付金470万円、そして残額を自己資金（一部借入）により建設いたしました。

利用者の皆さんも長年の念願でありました新施設で気持ちも新たに作業活動や創作活動に取り組んでいます。また、食堂棟を整備し今までのお弁当給食から、厨房で調理された温かな食事を提供できるようになり、多彩なバリエーションの昼食に利用者の皆さんは、毎日の昼食を楽しみにしています。

なお、改築後は多機能型事業所として、生活介護、就労継続支援B型及び就労移行支援の3事業で合計定員41人により事業運営を行っています。

東京

就労支援室も4年目に入りました

東村山市障害者就労支援室　橋川直紀

東村山市障害者就労支援室も11月18日より4年目に入り、11月末現在、登録者数は172名、就職者数はのべ94名となりました。当支援室ができたことで就労の後押しが出来のであれば、嬉しい限りです。引き続き地域の障害をおもちの方々の就労のために頑張りたいと思います。

●どんこい祭に参加しました

さて、就労支援室では年に2回、東村山市商工会様のご協力で実習を

行っております。一つは6月に北山公園で行われます「東村山菖蒲まつり」でゴミの分別と苗の販売員として参加させていただいています。そしてもう一つは11月に天王森公園で行われました「どんこい祭」です。今年は11月10日と11日に開催されました。就労支援室はゴミの分別で参加をさせていただきました。「どんこい祭」とは平成18年度に観光振興事業の一環として、東村山に古くから伝わる「うどん」を使ったイベントを開催すべく東村山市商工会青年部と東村山青年会議所により、実行委員が組織され平成19年から開催されているお祭りです。「どんこい祭」の名前は「ドンと来い」そして「うどん」と「よさこい」から名付けられました（東村山市商工会ホームページより）。会場ではうどんをはじめとした市内飲食店の「うまいもの」の模擬店。舞台では「よさこい」のパフォーマンスが行われていました。

実習生は10日3名、11日5名が市内の就労移行支援事業所等より参加をしました。お隣では東村山市民産業祭も同時開催されていて模擬店も出店していましたので、ゴミの量も2会場分となり、次から次へとゴミが集まり、本来ならば「ゴミの分別にご協力をお願いしま～す」の掛け声も忘れるくらいの忙しさでした。しかし、参加した実習生は疲れを見せることなく、自らお客様のゴミを受け取るなど積極的に動き、日ごろ施設では見られない動きや表情を見せてくれました。

＊写真は昨年の実習風景です。
イメージ画像としてご覧ください。

東村山市商工会様からは「この度は、どんこい祭にご協力いただき誠にありがとうございました。

ゴミの分別作業という、途中で逃げ出してしまいたくなる作業を、一生懸命されている姿に関係者一同感動を覚えました。

実習前の準備のときに、お客様にゴミを置いてもらうための台を設置してもらいたいなど、段取りをしっかりとされている姿に、今までの実習等で多くの経験を積んでいることが伝わってきました。自分に出来る仕事を認識し、ひたむきに実践する姿は実行委員一同の模範ともなる姿です。

これからの就職活動、就職後も様々な困難があるとは思いますが、どんこい祭にて経験したことが少しでも役に立てば、これ以上の喜びはありません。

これからも皆さんを応援しておりますので、頑張ってください。」とのお言葉を頂きました。

昨年は2日間で計6名の実習生が参加し、その内の4名が今年、就職を決め、現在も元気に働いています。今年の実習生は何名が就職できるでしょうか。

貴重な実習の機会を与えていただきました、東村山市商工会と東村山青年会議所の実行委員の皆様に感謝したいと思います。

あかつき

自衛消防審査会に参加しました。

スペース・まどか　遠藤　至子

昨年10月12日に、自衛消防審査会に参加して来ました。

審査会自体は毎年行われているのですが、ここ数年は所内の日帰り旅行と日程が重なり参加する事が出来ず、法人としては実に3年振りの参加となりました。

審査会経験者は1名、あとは防火管理責任者含め誰もが初参加という中、審査会当日に向けて練習を重ねてきました。

自衛消防隊員は、忙しい通常業務の合間をぬって皆で集まっては、一連の流れの練習から、細かな動作の確認まで、それぞれが問題意識を持って取り組んできました。

審査会前に、自主練習以外にも消防署で練習を行うのですが、この練習で色々気付かされる事がありました。

この審査会では消火栓起動から鎮火までのタイムが得点に含まれるのですが、実際に練習をしてみて、ちょっとした動きの無駄やホースの捻じれ・置き方等で、かかる時間に大きな差が出るのだと改めて実感しました。

消防署の指導員の方は、火災の現場で、こういった時間のロスをいかになくしていく事が重要かという事や、「これがベスト」という方法は無い、という事を仰っていました。だからこそ、実際の火災現場で柔軟且つ迅速に対応出来る為に日々訓練を行っているのだというお話が印象的でした。

さて、審査会ですが、1号消火栓の部と2号消火栓の部合わせて過去

最高の32の事業所が参加、私達あかつきコロニーは1号消火栓の部にて14事業所で競いました。

会場は様々なユニフォームを着た参加者と、応援団、見学者で賑わっていました。開会式から張りつめた緊張感が漂っており、皆真剣な眼差しで話に聞き入っていました。

殆どが初出場のあかつきコロニーの面々は、かような雰囲気の中、試技に臨んだわけですが、その緊張感が良い方向へ作用したと思っているのは私だけでしょうか…？他チームにも引けの取らない、立派な内容で堂々とした勇姿を披露してくれました。結果は残念ながら入賞とはなりませんでしたが、これまでの練習の成果は十二分に発揮できたのではないかと感じます。

今回の審査会を通して各々の防災意識、消火栓操作技術も向上し、とても有意義な経験となりましたが、実際は、練習の成果を発揮するような場面がないよう、日々の防災に努めていかなければ、と改めて思いました。

山口

さまざまな研修を受けて

印刷・仕上課仕上係　小藤ひとみ

山口コロニーでは、5年前より外部からの講師を招いて「管理職研修」「中間管理職研修」「全体研修」と、階層別に人材育成、組織力の向上、コミュニケーション能力のアップ等、年に数回の研修を行っています。

最近では「メンタルヘルス対策におけるラインケアについて」、「中間管理職の役割」という事で研修を受けました。

研修方法は、先生の話を聞くだけでなく、1対1、グループ（3～4人）になっての演習など、1時間半から3時間を使っています。日頃あまり話す機会のない人達と、協会に対する想い、各職場での問題点などお互いに思っている事を言い合える有意義な時間に感じています。

最近ではメディアでもいろいろな企業が研修を行っているところが取り上げられています。その中で、「コミュニケーションはトークではなく聞き手が大切！意識が変われば行動が変わる！」と言われていました。これはいつも私達の研修で言われている事と同じだなと思いました。

また、3障害共通の支援というかかわり方からは、利用者支援に当たる職員としての知識や技術など資質の向上が求められ、その取り組み方も外部講師により実務研修として学んだところです。

このように業務の一環として研修を受けさせてもらっているので、今自分に何を求められているか？何をする必要があるか？何が出来るのか？常に頭において、作業面・生活面に少しでも実践していけるようにこれからも、たくさんの事を研修で学びたいと思います

福岡

外出行事

社会福祉法人　福岡コロニー
授産指導所課　藤岡　誠

当事業所は平成21年4月より福岡県の指定管理者として当法人が受託運営をしています。平成22年4月1日に新体系に移行、現在は就労移行支援・就労継続支援B型・生活介護・施設入所支援事業を展開しています。平成24年4月より更に5年間、受託することになりました。今回の寄稿ではその中で毎月1回行っている外出行事について紹介します。

今回11月に

行った先は福岡県朝倉市の北西部にある秋月城址という所です。九州では紅葉の名所として馴染みがある場所ですが、まだ秋月のことを詳しく知らない方について軽く触れておきます。秋月城は寛永元年（1624）、黒田長政の三男・長興によって築城され、5万石の城下町として栄えました。現在は秋月中学校の敷地となっていますが、石垣や堀の一部、城の通用門であった長屋門、大手門として使われていた黒門などは当時のまま残されています。2014年のNHK大河ドラマでは黒田長政の父である黒田官兵衛が取り上げられることが決まっており、今後更に注目が集まる場所だと思われます。

　さて、外出行事の様子ですが、当日はマイクロバスで秋月を目指して出発し、昼食は近くのショッピングモールでとる行程です。秋月では駐車場から目的地まで往復約1時間の遊歩道を歩くコースで、中には途中でベンチに腰掛けたり買い物のほうに夢中になっている方もいらっしゃいましたが、気候的には過ごしやすく坂道もあったり普段運動不足の方には適した内容だったと思います。紅葉シーズンにはちょっと早かったようで、まだ色づき始めた段階だったのが残念でしたが、有名なスポットの近くはカエデの木が立派に並んでいて、色づく前でも素敵な光景でした。ショッピングモールでは昼食後に買い物をする時間を設けていましたが、予想以上に秋月が好評で買い物する時間がなかったのが少し残念でした。

　外出する機会がない方へ運動を促すことや日常の仕事からのリフレッシュなどを目的に開始した企画で、人数も当初に比べると徐々に増えてきて定着したように感じます。しかし、今後もマンネリ化せず皆さんがより楽しんで参加できる内容になるように企画に工夫を凝らしていきたいと思います。

佐　賀

バラエティ・アート・フェスタ・さが2012

佐賀春光園　佐藤　和久

　バラエティ・アート・フェスタとは、今回で12回目となる「全国障害者芸術・文化祭」のことです。佐賀県の古川知事の発案で、障害のある人もない人も楽しめるものにしたいと今までのかたいイメージを覆す盛大なものとなりました。11月23日のオープニングセレモニーに、なんとあのアイドルグループ「AKB48&HKT48」がライブを行いました。ライブには福祉施設の利用者が優先的に招待され、私たちも参加することが出来ました。ステージからほんの少しの距離で大音響のステージを見て言葉に出来ないほど感激しました…一緒に参加した仲間も顔がニヤニヤ…3日間にわたりバリアフリー映画や作品展、グルメ、コンサートなど過去の大会とは大きく違っていたと聞きました。関係者だけでなく一般のお客さんも楽しめる大会にさらになっていくことを期待します。あと一つすばらしかったのがダウン症の書家「金澤翔子」さんの書道パフォーマンスの力強さに圧倒されました。

熊　本

宿泊体験研修を終えて

熊本県コロニー協会
旦過園支援員　片山　麻美

　例年、旦過園の年間行事として日帰り旅行を実施しているのですが、今回は初の試みとして「集団宿泊や自然体験を通して学習・親睦を図る」という目的のもと、同協会内のコロニー作業所と合同の宿泊体験研修を行うことにしました。

　10月上旬というと九州地方はまだまだ暖かく過ごしやすいのですが、宿泊先の阿蘇青少年交流の家に到着して肌寒さを一気に感じたのを覚えています。市内の喧騒から離れ、阿蘇五岳のふもとの青々とした草原の中で普段出来ない体験が今から待っているのかと思うと胸が高まり、すでに気持ちの高まりすぎた利用者数名はバスを降りる頃には騒ぎ疲れで大人しくなっていました。日中活動

ではグループ別でスポーツや創作活動を楽しみ、夜はキャンプファイヤーに心躍らせました。また、希望者を募って支援員と利用者の垣根を越えた親睦会の場を設けました。そこでは食事やお酒を楽しみながらざっくばらんに会話を交えたり、別の事業所の方とも交流を図って親交を深めるなど、普段出来ない機会となりました。そのような目玉の催しももちろん楽しめたのですが、私自身は入浴や就寝・起床の様子、荷物の整理整頓など何気ないひとコマの中から「こんなことも出来るんだ！」と施設では見ることの出来ない利用者の素の姿を垣間見ることができたことも発見のひとつとして心に残りました。

私自身は1泊2日のタイムスケジュールに追われ、事前の打ち合わせから研修が終わるまで変更、変更…の連続で、周りのスタッフには大変迷惑をかけてしまいましたが、利用者の方たちの楽しむ姿や笑顔に助けられました。今回の行事も含め、普段の作業と非日常の社会体験を織り交ぜながらこれからも日々豊かに皆一丸となって過ごしてゆきたいと思います。

沖　縄

愛の連帯をもう一度
―沖縄コロニーOB会「きずな」の結成

理事　新垣悦子

十月二十一日、那覇市内のホテルで沖縄コロニーOB会「きずな」結成の集いを開催しました。台風21号が接近している中ではありましたが、多くの皆さんがはせ参じてくれました。案内はがきは二八四名に送付。当日はOBが七十四名、現職が十二名で八十六名でした。

会場に入ると一人ひとり、手を取り合い、涙で語り合う、あるいは満面の笑顔で元気な姿を確認しあう光景は胸を熱くしました。OBたちの琉舞で幕を開け、亡くなられた方々へ黙祷。食事を取りながら、現在の生活の様子やコロニー時代の楽しいあいさつあり、くじ引きで商品をゲットし喜ぶ顔ありと会は盛り上がりました。最後は全員カチャーシーを踊り、記念撮影をして再会を約束、3時間の会もあっという間に終わりました。

先輩たちの苦難な施設つくりの中で今がある

法人は今年、設立五十六年を迎えました。特に人生の大半を法人一筋に歩んできた療友会の方々はコロニーへの想いは殊の外深い。祖国復帰後、施設や事業拡大の中で日夜努力してきた仲間も想いは同じです。このような中で、「OB会があったらいいのに」との声が上がっていました。奇しくも金城理事長からも「若い現職に先輩方が築き上げてきた苦難の施設つくりの中で今があることを理解させたい」という話があり、OB会について意見交換。するとOBたちからも「歴史ある法人だしOB会はほしいね」との声が多かった。

愛の連帯で再び「きずな」を

早速、那覇近郊のOBたち十一名で実行委員会を始動し、意見を交わし合いました。そこから、会員相互の親睦や交流を図り、併せて沖縄コロニーの発展に寄与することを目的にOB会を結成し懇親会を開催する。会報誌「きずな」を発行する。事務局を法人に置き、年内に会を立ち上げる。そのことによって再び共に長年あるいは一時期苦楽を共にした絆を取り戻し、「沖縄コロニー精神」に立ち返り、励まし助け合って生きていきたいものだとの結論に至りました。

おわりに

会の立ち上げには諸々の問題があり容易ではありませんでした。法人からの経費の支援、事務局設置の配慮をいただけたことは大きく、心から感謝を申し上げます。OB会の集いの後、喜びの電話を多くいただきました。開催までの苦労はありましたが、喜びの声を聞くとやっぱりやってよかったと思うと同時に沖縄コロニーのOBでよかったと心底思いました。

利用者の声

日々の生活の中で思うこと

青森コロニーセンター
花田　章夫

自分は、生まれてから小・中・高・専門学校、そして社会人になってから今まで、ほぼ施設で生きてきた。起伏のある人生を過ごしてきた訳でもなく、温室育ちの自分ですから、とりたてていうほどの事もない人間ですが、こんな自分が普段の生活の中で思っていることを少し…。

自分は現在、日中活動はセルプステーション青森で就労継続A型支援、その他の時間は青森コロニーセンターで入所支援サービスを受けています。セルプステーション青森ではDTP（印刷）の仕事をしています。自分は仕事だけでなく何事も「スピードの速さ」が求められている今日、そのスピードが遅いので少しでも速くしようと考えてはいるのですが、何せ思考回路が少なく（笑）…。今後は少しでも柔らかくしていこうと思います。

さて、もちろん仕事も重要ではありますが、施設で生活しているということは、仕事をしている時以外も決められたルールの中で過ごすことになるのですが、その中で少しでも張りのある生活（肌のハリはなくなりましたが）、楽しみのある生活にしなければ！と強く思っています。幸い、自分は車イスですが車を運転できるので行きたい所にも行けるし、車があることがかなり「楽しみのある生活」の土台になっています。その「楽しみのある生活」の元は、家族や友人と楽しい時間を過ごすこと、そしてもう一つは車いすバスケットです。自分は上手くもないし速くもないけれど、十七年前に車いすバスケに出会って、年を重ねることに楽しさが増しています。体の続く限り楽しみたいと思います。

ただ、今の時期、特に雪が降り出すと毎年のように気持ちが滅入ります。自分がいる施設は青森市内でも雪の降る量が多い地域で、いくら建物をバリアフリーにしても、雪が何十センチも積ってしまったら、バリアフリーどころではなくなり、玄関から車の場所に行くだけでも大変です。いくら車があっても、それに乗ること自体が簡単ではない、自分の力だけで乗ることができないことにイライラもするし、ストレスもたまり、楽しみも半減してしまいます。

しかし気持ちは前向きに、これからも感謝の気持ちを忘れずに、「張りのある生活、楽しみのある生活」をするために何事も頑張っていこうと思う。「がんばれ自分！」

利用者の声

アビリンピックに参加して

ながのコロニー
長野福祉工場
瀧内　さとみ

10月20日（土）から22日（月）に地元長野で開催された第33回全国障害者技能競技大会（アビリンピック）にホームページ部門で参加させていただきました。前回の神奈川大会に次いで2回目の参加でしたが、今大会から事前課題の形式が大幅に変わるという点と、地元開催＝〝金メダル〟という大きなプレッシャーがありました。

大会当日はたくさんの上司・同僚が応援する中、競技が行われました。競技開始から30分くらいは緊張でいつもの様に進めることができず時間ばかりが過ぎてしまい、気がついた頃には競技時間の半分が過ぎていました。いくつかの課題のうち1つの課題が私の知識ではどうしても解くことができず、色々と試行錯誤しましたができないまま競技時間終了になってしまいました。この時、入賞は無理だ…と思いました。競技結果の発表の時、通常ならば閉会式会場内のスクリーンに映し出される結果発表で知ることになるのですが、長野県選手団は講評を最初に聞くために会場外にいて結果を知りません。それは突然でした。講評してくださった審査員の「銀賞おめでとうございます。」の一言で結果を知ったのです。この言葉を聞いた時はとても信じられませんでした。課題ができなかった私が、まさか銀メダルを手にするとは思ってもいませんでした。講評で金メダルとの差は、課題が全て出来ていたのと出来ていない差だということを聞きました。大会前に数度講習会を開いていただき、外部講師の先生にアドバイス等をいただき、多少の自信と大きな技術が身に付いたと思っていた自分が甘かったと痛感し、まだまだ勉強不足を実感し、今後の課題にしていきたいと思います。

開会式では開催県の旗手という大役も緊張しながらも務めさせていただきました。また、大会終了後は山形県コロニー協会、山口コロニー、福岡コロニーの皆さんとの懇親会がありました。普段のコロニーの仕事では決して交流することの出来ない皆さんと、普段の仕事・競技のことなど食事をしながら色々なお話をさせていただきとても楽しい時間を過ごすことができました。

この大会を通していろいろなことが経験でき、たくさんの出会いがあり、また自分の実力を試せる良い機会になるきっかけを与えて下さった多くの方々にこの場を借りて感謝申し上げます。ありがとうございました。皆さんもぜひ、自分の技術向上と、障害者の雇用促進のために出場してみてはいかがでしょうか？

APDF会議 韓国・仁川（インチョン） 参加報告

社会福祉法人　ながのコロニー
長野福祉工場長　田山　弘之

平成24年10月26日から30日までの5日間の日程で参加させていただきました。

APDFとはアジア太平洋地域の障害者のフォーラムという意味で、国連関係者をはじめ、参加国は27カ国、参加者数は三百数十名（11月15日現在でも正式な参加者数の発表はないようです）で、日本からは障害者団体、当事者、教育（研究）関連等から50名余の参加でした。参加者は身体、知的等の当事者も多く、特に電動車椅子を利用している方が多く見受けられ、余談ですがi-padやスマートフォンの普及が目立ちました。APDFに前後並行してAPDPーやRーの会議も行なわれ、およそ10日間連続して行なわれていたようです。APDFの日程は、初日が移動とウェルカムパーティー、2日目は開会式、基調講演、パネルディスカッション、3日目はワークショップ、トーク（当事者による発表）、4日目はカルチャーフェスティバル、閉会式、フェアウェルディナー、5日目は朝から移動となり、2日目、3日目が主な会議となりました。

アジアは面積も広く、人口は40億人弱で世界人口の60%を占め、各地で戦争や紛争の影響も残り、障害者の数はそれ以上の割合になることが推定されていますが、その数を把握できていない国もあるそうです。国連・障害者の十年（1983年～）を受け、なお立ち遅れているこの地域の障害者問題に光を当て、障害者施策の水準向上をめざすために「アジア太平洋障害者の十年」が行われることとなり、1993年からの第1次には「障害者の完全参加と平等の実現」を目指した枠組みが、2003年から本年までの第2次には「インクルーシブで、バリアフリーかつ権利に基づく社会に向けた行動」のための枠組み「びわこミレニアムフレームワーク」が採択され、そして来年から始まろうとしている第3次の十年には、ESCAPで、「障害者の権利を実現する」ためのインチョン戦略が採択されます。これを受け今回のAPDFでは「Action to Make the Right Real」（権利を現実のものにするために行動しよう！といった意味合いでしょうか）がスローガンとなっており、このことが随所に現れました。

2日目の会議は、第2次の十年の振り返りや新十年のための提言、APDFの役割などが基調報告され、パネルディスカッションは法政大学名誉教授の松井先生をコーディネーターにして、国際協働やインクルーシブ開発をテーマに行なわれました。3日目のワークショップは同時通訳の都合上、国連障害者権利条約レポー

トに参加しました。ワークショップを通して障害者の権利に加え、ジェンダーの問題も同様に取り上げられていました。発表者は自国の実情を伝えてくれますが、それらの他、宗教、経済状況、戦争の爪跡などの問題や、政府ではなくNGOが主体に活動している等、日本では忘れ去られようとしている事も今の問題としてあり、第1次・第2次の計20年で進んだ事・進まないこと事を考えると、ESCAPやAPDFの活動の重要性や、国連の権利条約のもたらす意味を改めて私なりに認識できた気がして、国際会議に参加できた意味合いを感じました。ワークショップの席上「もう障害福祉の時代は終わった。慈善の時代ではなく権利の時代だ。」という発言があり、先進国から途上国まで幅広く、貧富のさも大きく、バリアフリーなど配慮しようもない国があるこの地域の中で、この概念がはたして理解してもらえるのか疑問に感じ、あらためて面積だけではないアジアの広さを考えさせられました。午後のトーク(障害者の権利について語ろう)では、障害を乗り越えてきた自分自身の体験談から、性生活の権利まで幅広い発表があり、改めて当事者でなければ分からないご苦労を感じ、「当事者主体」のあり方を自分自身が見つめなおす必要があると感じました。日程や段取りには沢山不安な点もありましたが、良い出会いも沢山あり、これも一重に派遣してくださったゼンコロ並びに加盟法人の皆様のご支援、ご協力によればこそと感謝しております。今後この機会を糧に、さらに研鑽をして参りたいと思います。皆様ありがとうございました。

熊本県コロニー協会
総務課長　大島　武文

10月27日から29日にかけて韓国インチョンで開催されたAPDF(アジア太平洋障害フォーラム)に、APDFの日本の団体である日本障害フォーラム(JDF)に加盟するゼンコロとして、ながのコロニーの田山氏と参加しました。

第二次アジア太平洋障害者の十年(2003−2012)の最終年にあたり、障害者の権利実現を促進することを目的とし、新十年(2013−2022)に向けたインチョン戦略等について会議は行われました。インチョン戦略の概略は次のとおりです。

【主要な原則および政策の方向性】

インチョン戦略は以下の各項を保障するように最大限の努力をはかるとしています。

(1) 障害に基づく差別を撤廃するために、権利を実現する支えとなる司法、行政その他の対策を採択、実施、検証、強化する。

(2) 開発政策およびプログラムは、障害がインクルーシブでかつジェンダー(男女平等)に配慮したものとし、障害者がその権利を実現できるようにユニバーサルデザインと技術的な進展とを結びつける可能性を引き出すようにする。

(3) 開発政策およびプログラムは、生活に困窮する障害者およびその家族の基本的なニーズに対処するものとする。

(4) エビデンスに基づく政策立案を行うために、障害に関する男女別データを厳密な形で収集、分析する。

(5) 開発プログラムおよび生活の全側面に関わるサービス領域に障害者がいっそう参加できるように、障害に配慮した計画に基づく国家、準国家、地方(政府)の政策およびプログラムは、障害インクルーシブな開発に重点を置く。

(6) 障害がインクルーシブな開発のあらゆるレベルにおいて、必要な財政的支援が提供されるように保障する。

(7) 「10年」の実施を促進し検証するために、また関連する好実践例を共有するために、部門横断型の協力を強化することで、小地域と地域とリンクした、国家、準国家、地方(政府)のコーディネーションをさらに強固なものにする。

(8) すべての障害者が、社会的・経済的な地位、宗教、民族および門地に関わりなく、開発イニシアティブ、とりわけ貧困削減プログラムに参画およびその利益を享受できることを保障するために、コミュニティに根ざしたインクルーシブな開発を促進する。

(9) 障害者は、ほかの人と同等の選択権を有し、メインストリーム(主流)のコミュニティ生活の一員となる。その選択には、本人が望む場合には独立して生活する選択肢も含まれる。

(10) 障害者は、合理的配慮を提供され、また経済的、地理的、言語的、その他の文化的な多様性に配慮する必要性が考慮されたうえで、物理的環境、公共交通機関、知識および情報伝達システムに、利用可能な方式でアクセ

社会的障害者、盲ろう者、重複障害者、全身性障害者、障害のある高齢者、ＨＩＶ感染者、障害のある先住民、ハンセン病患者、家族アドボカシー団体、また、貧民街・過疎地域・遠隔地や島の環礁に暮らす周縁的な障害者。

(12) 周縁的なグループに適切に利益をもたらすことを保障するために、障害者団体、自助グループおよびセルフ・アドボカシー・グループは、必要であれば家族の支援を受け、政策決定に関与する。

(13) 啓発活動を「10年」を通じて強化・継続することで、考え方や態度を改善し、実施のモダリティに対して部門横断型の関与が効果的にできるようにする。

【目標】

(1) 貧困を削減し、労働および雇用の見込みを改善すること

(2) 政治プロセスおよび政策決定への参加を促進すること

(3) 物理環境、公共交通、知識・情報・コミュニケーションへのアクセスを高めること

(4) 社会保護を強化すること

(5) 障害のある子どもへの早期関与と早期教育を広めること

(6) 性（ジェンダー）の平等と女性のエンパワーメントを保障すること

(7) 災害の準備および対応に障害の視点のインクルージョンを保障すること

(8) 障害に関するデータの信頼性および比較可能性を向上させること

(9) 「障害者の権利に関する条約」の批准および実施を推進し、各国の法制度を権利条約と整合させること

(10) 小地域、地域内および地域間の協力を推進すること

※目標達成期間については2013年～2022年の10年間とされています。また、「10年」を効果的に実施するために国レベル、小地域レベル、地域レベルで協力関係を強化していくとしています。

(11) 多様な障害者グループがエンパワーメントされる。それらのグループには以下の障害者が含まれるが、これに限定するものではない。障害のある少女・少年、障害のある青年、障害のある女性、知的障害者・学習障害者・発達障害者、自閉症者、心理・

スできるようになる。これらは一体として障害者の権利を実現するために不可欠な架け橋となる要素である。

本来障害当事者から起こるものだと改めて感じました。ゼンコロはこれまで運動体として国に対し色々な働きかけてきた歴史がありますが、障害がない人が経営の中心に多い当協会やゼンコロの状況は、今後の果たすべき役割等を考えるにあたって、私自身にとって大変貴重な経験となりました。

感想として当然のことではありますが、障害者団体をはじめとし障害当事者の参加が多く、各国の参加者より活発な意見が出され、「運動」とは、

ＪＤＦいわて支援センター（陸前高田市）における被災障害者支援活動

昨年の「3.11　東日本大震災」の直後に、日本障害フォーラム（JDF）が立ち上げた「東日本大震災被災障害者総合支援本部」による呼び掛けに応え、ゼンコロの会員法人の協力で延べ60名の職員を「JDF宮城支援センター」（仙台市）へ派遣し、被災障害者の調査、生活支援の活動に参加しました。また、2012年も引き続き7月から11月まで延べ24名を「JDFいわき支援センター」（陸前高田市）へ派遣して調査活動、生活支援活動に協力してきました。そうした支援活動に参加した人から、支援活動の報告書を提出してもらいましたので、一部を掲載いたします。

旧陸前高田市役所

東京コロニー・トーコロ青葉ワークセンター
佐藤　健陽
生活支援活動期間　2012年10月29日から11月3日

今回の震災において、陸前高田市は人口約2万人のうち1555人の方々が犠牲となり、今なお行方不明の方々が平成24年11月9日現在221人います。市街地も壊滅的な被害を受け、街が消えたといっても過言ではないような状況です。そして、市の運営の中枢となる市役所も津波を受け、市職員429名中、約3割に当たる113名の方が犠牲となっています。保健師の方々も8名中6名が亡くなりました。関係資料も流出し、いわば行政機能が一時期ストップしました。

こういった中、様々な問題が浮かび上がりました。障害者の犠牲者が健常者の2倍以上であったこと。そして、震災前後の障害者の置かれた状況の把握ができないため、障害者が何に困り何がどれだけ必要かがわからないこと。そして、今後こういった状況を繰り返さないために何が必要なのか備えておくこと。また、仮設住宅などに居住している高齢者や障害者の方々の通院や通学支援の現時点での必要性。

こういった、被災地の中でも特異な、実態すら把握できていない陸前高田市の状況に対し、本来行政が担うべき「障害者や高齢者等要援護者の状況把握のための訪問調査」と、「今必要な生活支援」という仕事を担うため、JDFが岩手支援センターを今年4月に立ち上げました。JDFの中でも支援員を派遣するマンパワーを持つ「きょうされん」と「ゼンコロ」が主体となり、主に「きょうされん」が訪問調査、「ゼンコロ」が通院通学等の送迎として生活支援を担うこととなりました。そして、こういった活動をしていく上で多くの問題が立ちはだかったようです。

例を挙げていくと、まず、調査のために必要不可欠な個人情報を得るため、公から民への異例となる個人情報の開示の問題。また、県内の他福祉施設の被災地域への支援姿勢。沿岸地域と内陸地域の意識格差のギャップ。県側の被災地支援の姿勢。4億7千万円という予算がついた県社協側の要援護者調査や事業所支援のあり方。こういった中、JDFいわて支援センターでは地道な聞き取りを続け、訪問調査に関しては10月をもって一定のめどがつき、今後は現地事務局スタッフの3人で生活支援を中心に行っていくようです。

通院同行支援

JDFいわて支援センターは2年という期限を切った取り組みです。あと残り1年半で必要とされることは、訪問調査で聞き取ったことをいかに施策に結び付けていくかということ、生活支援の取り組みを現地の事業所に引き継いでいくことです。JDFいわて支援センターの事務局の方は、訪問調査について「聞き取った責任は重い」と仰っていました。外部からJDFいわて支援センターが来て支援に当たっていることに非協力的な姿勢が多かった中、現在、市役所の若手福祉課職員が自分たちの手で陸前高田市の福祉をゼロから築き上げる、と熱意を持って協力的に取り組んでくれていることに、先述の事務局の方は希望を見出しているようでした。

一方、生活支援としての送迎サービスは今後も行われていくものの、冬場の道路事情を勘案してゼンコロは11月をもって一旦支援から外れます。しかし、交通網や交通手段等インフラの整備もまだ整っていない中、仮設住宅等で不自由な暮らしを続けている障害者や高齢者の方々が数多くいらっしゃるのは想像に難くありません。例えば片道15～20キロの道のりを通学や通院の為に10000円～15000円のタクシー代を払っていける方々はごくわずかだと思います。それができない

方々はそれを我慢せざるを得ない状況のようです。また、ＪＤＦいわて支援センターの人員も、３名中１名が現地採用、うち２名が自分の事業所の仕事もある中での支援であり、ニーズに応えるだけの人的余力は非常に少ないと思います。そういったことから、ゼンコロも冬季は一旦引き揚げるものの、これまで経験した強みを生かして来年度再び支援の一端を担うことができれば、各事業所大変なこととは思いますが、非常に意義あるものになることと思います。

仮設住宅

「絆」という言葉が震災後、クローズアップされましたが、物事は多面的だなということを今回の被災地支援で強く感じました。確かに今回の震災で日本国民の資質の高さが改めて内外に示されたことは事実であり、誇らしく思います。しかし一方、私が今回の被災地支援で見聞きした事柄は負の側面のものが多かったです。例を挙げればきりがないですが、例えば市会議員、県会議員、国会議員の姿が見えない、と現地の方は仰っていました。何のためにこういった方々はいるのか。また、家をなくした方が新しく家を建てる際の補助金が２００万円程度であること。復興予算の使途がメディアで問題に上がっていますが、優先事項はいったい何なのか。また、瓦礫の受け入れ拒否等で東北以外の地域の「絆」が問われることがありましたが、被災地域内においても意識格差がありました。前述した内陸と沿岸地域。県と市、等々。

様々な情報が、今日いとも簡単に入ってきます。そういった情報の、ある一面にだけ踊らされることのないよう冷静な目を持つことの大切さと、現地で実際に見聞きすることの大切さを今回の支援活動で感じました。

ながのコロニー・ハートフル五明
丸山　智史
調査活動支援期間　2012年9月6日から9月12日

私たちは、いわて支援センターに集合後、ミーティングで当日訪問する箇所を確認の上、二人一組で各方面にて訪問調査を行いました。（一日に訪問できたのは3、4件）聞き取り内容は、対象者の基本属性、当時の避難状況、現在の生活状況、今後災害が発生した時の対応など約20項目について調査を行い、個人情報に関わるため必ず本人の同意を確認の上、「災害時要援護者名簿」への登録手続きを行いました。これは大きな災害が発生したとき、自力で避難することが難しく支援を必要とする方を名簿に登録しておくことで警察・消防・地域防災組織にいち早く情報を提供でき、各機関が災害時に活用できるようにするためのものです。また、支援センターに帰着後調査内容をまとめミーティングで緊急対応が必要な案件があるか確認も行いました。

津波の被害が大きかった陸前高田市の障害者の自宅、仮設住宅へ訪問調査を行いましたが、市街地一帯はほぼ全ての建物が流されており、ビルのむき出しの鉄骨が所々にあるだけでした。津波の被害が届かなかった高台に仮設住宅が建てられており、ひとつの集落が集団で入居していました。話を聞くと、同じ地区の顔見知りが多いのでストレスは少なく、保護者である父親、近所の方々も理解があり、震災前に通っていた通所施設も再開し、また通えるようになり嬉しいと楽しそうに話していました。また、ある家族の方は、避難誘導中に津波に襲われ亡くなられた娘さんに、誘導していた場所では津波は回避できないことを伝えられなかったのが一番悔やまれ、一生背負っていかなければならないことだと仰っていました。陸前高田市の職員も大勢犠牲になり、市役所の機能が低下している中行われた今回の調査活動で、今後の災害避難計画や支援計画を作成するための基礎資料となる聞き取りを行う貴重な経験ができました。そして被災者の声を直接聞き、それらの声が形となった災害避難計画、支援計画になることを願っています。

陸前高田市内

沖縄コロニー・児童ディサービスにしはら
諸見里　匠
生活支援活動期間　2012年10月8日から10月14日

私達派遣支援員は支援センターの職員と一緒に、陸前高田市に住む被災された障害者や、高齢者を対象に、移動支援や同行介助を行いました。依頼者のご自宅から病院等への送迎は距離がある為、１日数件の依頼がやっとという感じを受け、ある程度依頼を選ばないと継続は難しいのかなと感じました。また、陸前高田の人に、沖縄から来た私達が１週間で出来る事はなにか。しかも１回しか会わない利用者がほとんどなので、何を話せば良いのか考え、言葉を選びました。「沖縄から来ました！」この一言で笑顔が見られたことがうれしかった。

私が最初に沿岸部を見て感じた事は「何もない」でした。最初の町の状態は写真などで見ていますが、今までの復興の経過を見ていない為、被害の大きさがどれほどだったか感じるより先に「何もない」とただ言葉がありませんでした。その後、支援センターの人たち

の話や、崩れた建造物を見ながら、災害時の様子をイメージしていき、当時のたくさんの人々の心情を思うと、何も考える事が出来ませんでした。

活動は主に陸前高田市でしたが、お時間を頂き他の被災地も見る事が出来ました。やはり他の地区も荒野が広がっている風景が多く、所々に被災した建造物がある状態でした。ただ、新しく建てた(?)ような建物も多くあり地区によっては早い復興も進んでいるようにも感じました。

支援員として活動してきましたが、逆に私達がいろいろ教えて頂く事が多く、1週間では「何か出来たのだろうか」と申し訳ない気持ちで一杯です。ただ、JDFいわて支援センターの活動を喜んでくれている利用者がいます。その方達はこの支援がいつまでもあるわけではない…けど続いて欲しいと声がありました。一人一人では難しいかもしれませんが、皆で支援が続けていけたら、また、地元の人達での支援に結びついていけばうれしい事だと感じました。岩手で出会った人たちに感謝です!ありがとうございました。

JDFいわて支援センター事務局

2012年JDF障害者労働・雇用国際フォーラム「障害者権利条約と制度改革」に参加して

運営委員会・制度政策部会　中村　敏彦

1. はじめに

「障がい者制度改革推進会議　総合福祉部会」は、障害者権利条約の批准を一つの指標にして、部会55人の総意により2011年8月に、新たな法制度に関する骨格提言をまとめました。この提言の就労分野では、現行障害者就労支援事業の再編、働く障害者への新たな法的保護の適用、多様な働き方の試行、また、障害者雇用促進法の見直しや労働施策と福祉施策の融合など、従来の日本の政策方針を抜本的に変える方向軸を示しています。今回のフォーラムは、日本障害者協議会(JD)主催でゼンコロが協賛して「障害者労働・雇用国際フォーラム2012ー社会支援雇用制度の創設に向けてー」と題して、先行する欧州連合(EU)や加盟国における障害者就労における法的保護、就労政策、就労現場の最新動向を学ぶこと、欧州の実情を踏まえ、日本の障害者就労施策や社会支援雇用制度のあり方について深めることを目的に、2012年9月25日、200名近くの参加者をもって参議院議員会館 講堂で開催されました。

2. フォーラムの主な内容(要約)

①基調講演
「社会支援雇用制度の創設に向けて」
松井亮輔氏(法政大学名誉教授)

日本の障害者労働・雇用問題を、障害者雇用促進法に基づく雇用率制度と、障害者自立支援法に基づく福祉的就労施策が別々に進められている実態があり、両行政間の連携が不十分であると指摘し、障害福祉サービスの就労施設で働く、いわゆる福祉的就労のあり方を問い直して、ディーセントワーク(働き甲斐のある、人間らしい仕事)を確保するための社会支援雇用制度の創設を提案するものでした。そのベースとなっているのは、1980年にゼンコロで発行した保護雇用研究であり、その延長上としてJDの社会支援雇用研究会で30回にも及ぶ検討、国内・海外(欧州)を含む調査研究を重ね練り上げたものでしたが、いまだに案の段階のもので国内法整備への困難さがよりはっきりと理解できるものでした。

②講演Ⅰ
アナ・ローソン氏(英国リーズ大学法学部上級講師、EU障害者政策、EU均等法)

ソーシャル・インクルージョン(社会的包容力または包摂と訳されることが多い)、いわゆる社会的排除(障害、失業、技術および所得の低さ、粗末な住宅、犯罪率の高さ、健康状態の悪さおよび家庭崩壊などの、互いに関連する複数の問題を抱えた個人、あるいは地域)に対処する戦略として、「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念を高く評価し、障害者の雇用・労働問題においても、一般労働社会に繋げることを目指していることがとても印象的でした。EUやその加盟国では、近年の社会福祉の再編にあたって、その中心的政策課題のひとつとされているようです。

③講演Ⅱ
福島淑彦氏(早稲田大学政治経済学術院教授、Ph.D、労働経済学、応用理論経済学)

スウェーデンの労働市場施策と諸外国との違いや、先進的な取り組みを行っているサムハルの概要を中心に話されました。サムハルは、政府が１００％の株式を保有する株式会社（国営企業）で、企業活動そのものがスウェーデンの障害者労働市場施策の一部であること、直近5カ年の雇用労働者数は20，０００人から23，０００人程度で推移していること、政府が１００％の株式を保有する国営企業の中では、2番目に大きな企業であることが特徴的で、ここでもやはり、具体的な目標として完全雇用を掲げていることが印象に残りました。

④講演Ⅲ　ヨアヒム・シュトルケ氏（前Ｇｐｅ障害者作業所ジュネラル・マネージャー、前ドイツ連邦ソーシャルファーム連合副会長）

障害者の労働を一般労働市場での就労が可能な人、困難と思われる人の二つのカテゴリーに分類している点、また、一般企業等に雇用されている重度障害者と、ワークショップで働く障害者、または就労していない障害者の間には大きなギャップがあり、その解消、もしくは狭めることができていない点など、日本の施策や問題・課題に類似していると思いました。また、２００９年に成立した「援助付き雇用法」では、一般労働市場での就労を支援する手段として、企業で具体的な仕事をしながら訓練を受ける。作業場は障害者に適応したものになっている。企業は利益をもたらすと考えれば対象の障害者を雇用する。障害者本人、または企業に対して外部からの支援も提供される。企業は不利への補償を与えられる。という考え方で、これも日本の雇用促進法に似ていると思われます。興味深かったのは、援助付き雇用では賃金補填の考え方が採用されていることです。また、ソーシャル・ファームという考え方で、一般的には、企業就労でも福祉的就労でもない第三の雇用の場であり、企業的経営手法を用い、税金の負担も少なく、障害者を含む就業困難者を多数（3割以上）雇用することが特徴とされていますが、ドイツの実態は、６００か所のソーシャル・ファームに１０，０００人の障害者が就労し、従業員の25％～50％が障害者で、完全雇用、通常賃金、そしてどこの収入源も65％～90％はビジネス収入というものでした。パーソナルバジェットという言葉が使用されましたが、個別給付なのか賃金補填なのかは、私には理解できませんでした。

⑤ディスカッション「社会支援雇用制度の創設に向けて」　コーディネーター　藤井克徳氏（ＮＰＯ法人日本障害者協議会 常務理事）　堀込真理子氏（社会福祉法人東京コロニー職能開発室 所長）

私からは代表質問の一人として下記をアナ・ローソン氏にお聞きしました。日本政府が批准しているＩＬＯ条約・勧告（障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約第１５９号）１９８３年採択（日本批准 １９９２年）、身体障害者の職業更生に関する勧告（第99号）、職業リハビリテーション及び雇用（障害者）に関する勧告（第１６８号）において違反であると提訴していることを前提に、

1．国内では、就労支援事業所で働く障害者は、唯一Ａ型事業においてのみ労働法により保護されており、福祉的就労をしている多くの障害者は労働法による安全保障権を得る資格がない。

2．現国内法の障害者に対する就労（労働）の場においては、就労移行支援と就労継続支援Ａ・Ｂ型が存在しているが、いずれも利用料の一部負担が求められている。

3．就労継続支援Ａ型においては、雇用契約と利用契約の2重契約を結ぶという矛盾を生んでいる。

4．障害者が一般企業等で活躍する機会が増えていることは、とても有意義なことであるが、障害者雇用率でみる評価と労働実態における障害者の労働環境（劣悪な労働条件もままある）の実態の検証が遅れている。

5．あわせて、福祉的就労の場では高齢化、重度化もまた進んでおり、より重度の障害者の労働問題をどのように発展させるかが今後の課題である。

という課題や問題を抱えているのが実態であり、福祉先進国から見た場合、以上を改善するための社会支援雇用制度の確立への具体的なアドバイスをお願いしたい。

コーディネーターの藤井さんからは、どれも一言で答えるのは困難とされつつも、ローソン氏からは、明らかにＩＬＯ条約・勧告に違反しているものと思われることが語られました。

3．まとめ

頁が限られていますので割愛気味にまとめましたが、諸外国の障害者の労働問題や状況を学ぶことができたのは大変貴重でした。今回だけに留まらず、今後も継続すると聞いていますので、次回までには国内法もまた進んでいることに期待したいと思います。

JD・社会支援雇用研究会の課題

ゼンコロ運営委員会
委員長　須貝　寿一

2008年8月よりスタートした日本障害者協議会（JD）の社会支援雇用研究会ですが、現状では一般就労の機会が限られている障害がある人々の就労、特に障害福祉サービスの就労施設で働くいわゆる福祉的就労の在り方を問い直し、働きがいのある人間らしい仕事を意味する「ディーセントワーク」の実現を目指すための新たな仕組みを提示すべく、これまでの間に「障害者の働く権利を確立するための社会支援雇用創設に向けての提言」をまとめようと議論を重ねてきました。その根底には1970年代にゼンコロで行った先達の「日本版保護雇用」の制度化への取り組みがありました。

これまで社会支援雇用研究会の動きとして、欧州連合（EU）諸国における同様の取り組みについて現状把握をするために視察してきたこと、ゼンコロで考えるディーセントワークを解く連載をはじめ、本誌では「障害者労働・雇用国際フォーラムの報告」を紙面で行ってきましたが、提言をまとめるにあたり、あらためて大きな課題がいくつもあることを実感しています。旧来の労働行政と福祉行政間における溝がいまだ根深く残っていること、世界的な視点で見た際にILO159号条約違反に関する諸問題に代表されるように国際的に向かいつつある方向と我が国の施策の乖離、財源の問題、いとも簡単に施策や公約がひっくり返されるような政情の不安定さ、インクルーシブな社会の実現などその課題は挙げればきりがありません。それぞれの課題が歴史的な背景や他の制度との関係など複雑に絡み合って今日がありますので、一つの課題を解決するだけでも相当な議論が必要となります。申請主義に委ねる行政や医学モデルを主軸とした本人責務の考え方、「自己選択」の権利が担保されないままに「自己決定」「自己責任」だけを義務として負わせるような向き合い方など、全体的な課題を通じて個々の課題に至るまで議論の領域は大変広い範囲に及んでいきます。そのような中、研究会では現在の社会環境や制度施策にとらわれず、新たに制度施策を構築するとするならば、どのような理想的な施策が提案できるかという視点で検討を重ねています。

多様化する障害や取り巻く社会環境に対し一人ひとりの働く尊厳を実現し、ディーセントワークの考え方に結び付けていくには、前述のように大きな壁やハードルが多数あります。それを乗り越えていくには学校教育から始めなければならないのかもしれません。インクルーシブな社会、障害があってもふつうに暮らせる、社会の一員として生きがいを持って働くことができる社会。これらの実現は、障害がある方の雇用だけにとどまらず、広く若年層の失業対策や高齢者雇用の場にも活かせるものになると思います。そのためにも、あと一歩のところに来ているこの提言を一日も早くまとめあげたいと思います。

社会支援雇用研究会では、この提言をまとめるまでの過程を第一段階と位置付けています。当然次のステップがその先にあるわけですが、第二段階としてはこの提言をもとに、実現につなげていくための取り組みに入ることとなります。そのためには様々なところでこの提言に対しての勉強会や意見交換会などから、より具体的なものへと肉付けしていく必要があります。現在、社会の多くの方から支持を得られるような提言に仕上げるべく検討を重ねていますが、近々働く当事者の実態調査を行う予定にしていますので、その際には皆様のご協力をいただきたく紙面をお借りしお願い申し上げます。

障害者差別禁止法から学んだこと ～その社会的意義について～

福岡コロニー　なのみの里
次長　上野　和範

今回、障害者差別禁止法についてその社会的意義を述べよとのテーマをいただきましたが、歴史的にも非常に重大な出来事でもありますし、私にとっても非常に重いテーマですので、自ら勉強する機会を与えられたという範囲の中でのまとめとなってしまったことをお許しください。

2006年12月13日、第61回国連総会にて「障害者の権利に関する条約（政府仮訳）」（通称：障害者権利条約）が採択されました。これは国際人権法に基づく21世紀初の人権条約であり、あらゆる障害のある人の尊厳と権利を保障するための国際基準＝グローバル・スタンダードを示したものです。2012年12月現在、アメリカやEU諸国をはじめ146か国、全世界の85%の国々がすでに批准を済ませています。しかしながら、日本は国連加盟国であるがゆえこれに署名をしたものの、法的拘束力を持つための批准はまだしておらず、国連社会権規約委員会ほか世界からそれを強く求められているところです。

なぜ批准しないのか、またできない

のか。それは、現行の日本国内法では、この基準を満たせていない内容が数多くあるためで、この権利条約を批准するために早急な法整備が必要となったのです。こうした流れを背景に、2011年には新たに差別禁止規定を加えた改正「障害者基本法」が、続いて2012年6月には「障害者総合支援法」が自立支援法改正という形で（本来これは骨格提言が目指す障害者総合福祉法に結実される予定でしたが…）成立しました。そして、次の大きな動きが「障害者差別禁止法」であり、現在、内閣府の障害者政策委員会のもとで継続審議してきた差別禁止部会がその成立に向けた意見書をまとめ、来年の通常国会に上程される予定です。

では、今なぜ、「障害者差別禁止法」なのでしょうか。日本国憲法（1946年制定）は、第14条に「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と明確に謳っています。また、障害者基本法（2006年改正法）も、新たに差別禁止事項を基本的理念に盛り込み、第3条「3　何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」（2011年7月成立の改正障害者基本法では、差別の禁止として第4条第1項に再規定）と規定しているのです。

ところが、憲法や障害者基本法は、罰則を含めて障害者差別に対する具体的な解決の手段が規定されていません（罰則についてはまた別の議論があるようですが…）。理念として掲げているに過ぎず、そこに具体的に法的効果がないということ、それが大きな問題だというのです。さらに、公的機関に対してはある一定の拘束力をもたらしてはいるものの、私的な人間関係の中ではモラル以上には機能しないということも大きな欠点だともいわれています。

そこで、いつ、どこで、だれが、どのような差別をしたら、どう対処されるのか、また、どう紛争を解決していくのか、そういうことを具体的に規定し、現実問題に具体的に対応していくための法律が必要となってくるわけであり、それが「障害者差別禁止法」なのです。アメリカでは、すでに1990年に「障害のあるアメリカ人法（ADA法）」が制定されており、障害者差別禁止法はすでに40数か国が国内法として整備されています。我が国もようやくその動きが現実となってきたのです。2012年9月14日にまとめられた「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」に関する障害者政策委員会差別禁止部会の意見書をみると、まず、総則では、障害と差別の根幹となる定義が規定され、障害の定義については医学モデルから社会モデルへの転換が、差別の定義については不均等待遇（直接差別、間接差別、関連差別）と合理的配慮の不提供が掲げられています。また、各則には公共的施設・交通機関、情報・コミュニケーション、商品・役務・不動産、医療、教育、雇用、国家資格等、家族形成、政治参加、司法手続にいたるまで、生活分野ごとに差別を類型化するなど、かなり具体的な差別禁止規定が展開されています。何が差別であるかのカタログを準備する、人々の差別についての物差しとなる法律として厳格に機能するところに大きな意義があるのだと思います。

さらに、障害の定義については、医学モデルから社会モデルへの転換により、差別の根源を機能障害と環境との相互関係において生じるものと捉えることで、その社会的条件によっては誰もが障害者になりうる可能性をもっていることを私たちに示しています。突き詰めれば、この法律はすべての人々を差別から守る法律でもあると言えるところにも意義を見出せるのではないでしょうか。

私たちにとって大切なことは、実際にある障害者差別を、また、すべての差別をなくしていくことです。法律を作り、条約を批准しただけでは問題は解決されません。解決のためには県レベル、市町村レベルで差別禁止に関する条例制定などの動きも重要な要素となってきます。これまでに、八王子市やさいたま市、熊本、北海道、千葉などでは条例が制定され、身近なレベルで差別禁止についての新たな展開も生まれています。障害者差別禁止法の成立と相まって、そうした社会的な運動をさらに活発に進め、全ての人が共に尊重し合う社会を作ることが私たちの重要な責務だと言えます。最後に、貴重な機会をいただいたことに感謝しつつ、その責務を果たすために、自分に何ができるのかをしっかりと考えていきたいと思います。

JDF全国フォーラム
「障害者権利条約と制度改革」に参加して

ゼンコロ事務局長　井上　忠幸

2012(平成24)年12月6日、霞ヶ関の全国社会福祉協議会灘尾ホールにおいて日本障害フォーラム(JDF)全国フォーラム「障害者権利条約と制度改革～差別禁止法をはじめとする国内法制と批准への展望～」が開催されました。

はじめに基調報告の中でこれまでの歩み、歴史的国際的な背景について報告がなされました。その後に基調講演として国連障害者権利委員会委員長のロン・マッカラム氏より50条から構成される権利条約の概要からいくつかの条文をピックアップして簡潔にまとめていただきました。第3条にこの条約の基礎となる8つの原則が挙げられています。この原則に基づくことで社会参加への制限がなされないようにすることを求めています。ピックアップされた条文は5条の差別禁止に関するもの、第6条は障害のある女性、第7条は障害のある子供に関するもの。これらの講演の中で合理的配慮に関するお話がありました。障害があっても普通に同じ土俵に立てるための配慮とされましたが、就労支援を行う中でよく、どこまでが合理的配慮なのかという疑問が投げかけられることがあり、この概念はとても重要だと思います。ご自身も視覚障害があるためにアクセシビリティに対する思いはとても説得力を持つものでした。第12条障害者の法的能力についての話では、権利条約の核心とも言えるもので、多くの障害のある方にとって法的能力を完全に行使するためには支援が必要だが、その支援が普通になされることを求めているわけで、そのことがなされなければ、当たり前としている人権を障害がある方が十分に享有できるとはいえないということです。まさしく人権を確立させるために必須のことだといえます。

今わが国では前述のことがどれほど担保されているだろうと振り返ると多くの疑問にぶつかります。直近のところでは地裁判決で検察側の求刑以上の判決がなされたものがあります。ご本人の障害特性の理解をしないままに反省がないと判断されることは一体何のための司法なのかと憤りをぬぐえません。日常的には障害のある方たちは就学期より何らかの形で自立を求められ、自己選択の権利を行使できないままに自己決定(本当に自己決定なのかどうかも不明ですが)自己責任を問われるのです。障害があっても普通に働きたいという方は大勢おられる中で、こうした合理的配慮が普通になされる環境がいかに乏しいかと痛感します。会場からの指定発言の中でグループホームの設置が住民の反対によりなされなかった事例が報告されました。東コロでは過去に入所施設の完全通所化を果たしましたが、その時のことが思い出されました。なぜ障害があるというだけで地域で暮らすことに対し許可や同意が必要なのか理解できません。住民だけでなく行政までもが平然とそのような対応をされるのです。必要な支援でしっかりと支えあうことで地域生活は可能であると思います。このことは第19条で明確に記載されています。

このように権利条約の一つ一つが私たちが日常的に関わる殆どすべての領域において影響を及ぼすものであることと、全ての差別に対し禁止する法律の制定も求めています。こうしてみると障害者虐待防止法や差別禁止法などの制定が権利条約に影響されるものとしてみることができますが、そこにはもっとも大きな当事者主体「Nothing without us,about us」私たちのことを私たち抜きで決めないで!という事の重要性を至る所で実現する必要があると痛感しました。そしてもっとも印象的だったのがマッカラム氏の夫人で同じく教授であるメアリー氏から「当事者は解決能力が高いのです、いろいろなことを感じやすいから本質が見えてくるのです」という話をされたときに、お一人お一人の尊厳を大切にされ、ポジティブにそれを活かそうとしているものを感じました。

権利条約批准まではそう簡単なことではありません。条約ですのでその拘束力は国内法のさまざまなところまで影響を及ぼしてくるからです。今回のフォーラムを通して、このような条約がもっと早く確立されていれば今の日本の福祉は大きく変わっているだろうなということを感じ、ゼンコロとしてもぜひともこの条約批准に向けて結束協力をしていく必要があるなと実感しました。

調一興著作選集「明日をひらく言霊（ことだま）」を読んで

沖縄コロニー
安護　宗太朗

私は、読み終わってしばらく考え込みました。果たして今の私が、自分の仕事についての考察を、筆者のように深められているだろうかと。読後の率直な感想です。

また、筆者が今の私と同じ年齢の時に、現在の東京コロニー創立と同時に常務理事・事務局長に就かれている事や、内部障害を身体障害者福祉法の対象にするためのソーシャルアクションを実践されていた事を知り、畏敬の念に打たれました。

現代よりも、情報を得ることが遥かに困難な時代に、国内外を問わず情報を取得し、鋭い指摘、提言をなさっており、この書籍に記されていることが、現在の障がい者福祉制度の理念や論点になっていることからも、その行動力と問題提起の力強さは凄まじかったのだと思います。

筆者の主張の根源にあるものは、「ノーマライゼーション」であり、「完全参加と平等」の実現なのだと思います。書籍の冒頭にある、研修旅行の帰りに飛行機の中で交わされた女性と筆者との会話が、このテーマの本質を如実に表していると強く感じます。

この大きなテーマを実現するためには、障がいのある方に関わる環境や制度全体の矛盾など、筆者のように俯瞰的な視点が必要なのだと思います。今の私が筆者から学ばなければならないのはこの点なのだと感じました。私はこれまでの支援活動の中で、関係する制度や所謂、援助技術を用いながら支援活動に当たっていましたが、それは制度の範疇内での活動であったように思います。困っている人がいたら、それが制度上でできるかできないかだけではなく、「ノーマライゼーション」や「完全参加と平等」と照らしたときに、不当な対応とならないか、権利の侵害とならないかというような発想が必要なのだと感じました。

『福祉関係者のみんなと言っていいほど、ノーマライゼーションとか完全参加と平等、あるいはQOLなどの言葉を使っていながら、具体的なことになると、本気でそこへ向けて現状を変えようとする動きはにぶいのであります』（260頁）私は筆者から叱られているような気持ちになりました。

この書籍に触れ、筆者の考え方を知ることで、これまでの私の仕事に対する思慮の浅さを反省しましたし、筆者の行動力には衝撃を受けました。冒頭に述べたようなソーシャルアクションや問題提起する力は大変勉強になりました。

私ももっと勇気を出して色々なことにチャレンジしたい。そんな元気をもらいました。

まさに「明日を開く言霊」です。

「就労移行支援事業に関する研修会」開催予告

運営委員会教育研修部会長
あかつきコロニー　高橋　毅

就労移行支援事業は障害者の一般就労を支援することを目的とし、その内容や結果が問われる事業です。また利用年数も２年（最長３年）という制限もあり、限られた期間で結果を出していく努力も必要です。障害者の一般就労への支援は障害者自立支援法でも大きな柱の一つとして掲げられ、ゼンコロをはじめ障害者が働くことへの支援を目的とする施設では如何に一般就労への支援を実践していくか真価が問われていくと考えられます。

一方で新規の利用者が入ってこないと利用者数が減少し、運営面でも厳しい状況に陥っている状況や支援の難しいケースもあるかと思います。

今回の研修では各法人の就労移行支援の現状や工夫、課題等をあらかじめアンケートを取り、それらを基に情報交換や事例発表等を行い、各法人の就労移行支援事業の向上をはかることを目的に開催します。

新年早々大変お忙しい時期ですが、皆様のご参加をお待ちしております。

日　時　平成25年1月30日（水）午後1時～31日（木）午後3時頃

場　所　東京・戸山サンライズ　2階　中会議室

研修内容
- 就労移行支援事業の状況と課題、事例発表、意見交換等
- 障害者就労・生活支援センターの講師による講演

綱　領

現代社会には、様々な障害のある私たちの仲間が生活している。

私たちは戦後の混乱のなかから、自らが生き、働く場をつくる事業と運動を共同してすすめてきたが、障害を理由に生きる諸権利が制限され、その状況は今日もなお続いている。

私たちが願う進歩した社会とは、すべての人々の自由と尊厳が守られ、平和で人間らしい生活を送ることができる社会であり、このことは人類共通の願いである。

私たちはそうした人間尊重の理念にたち、完全参加と平等と障害者の働く権利の具体的な保障をめざし、わが国の関係制度や社会・経済・文化的諸条件の改善を図り、すべての人々が幸せに生きることができる社会の実現に向けて連帯し、積極的に行動する。

私たちの誓い

開拓者の心　私たちは、試されたことのない道を自分たちの手できりひらく開拓者のこころをもち続けます。

働く喜び　私たちは、さまざまな困難を乗りこえ、働く場やそれを支える暮らす場を創設し、働くことをつうじて積極的に社会に参加できることをめざします。

可能性の追求　私たちは、ひとりひとりの多様な可能性を信じて、新しい能力を発揮する努力を続けます。

連帯と協力　私たちは、お互いに協力し、励まし合い、かわることのない連帯で幸せを築くことに努めます。

豊かな社会　私たちは、心を合わせて、すべての人が障害の有無に関わらず、人としての幸せを感じられる、平和で豊な社会の実現をめざします。

2010（平成22）年10月28日
社団法人ゼンコロ　拡大理事会で改訂承認

・青森県コロニー協会 青森市017(728)5621・山形県コロニー協会 山形市023(641)7335・ながのコロニー 長野市026(293)8766・東京コロニー 中野区03(3952)6166・あかつきコロニー 武蔵村山市0425(60)7840・京都梅花園 城陽市0774(52)1362・山口県コロニー協会 防府市0835(32)0069・福岡コロニー 新宮町092(963)2781・佐賀春光園 みやき町0942(94)2144・熊本県コロニー協会 熊本市096(353)1291・沖縄コロニー 浦添市098(877)3344　ゼンコロホームページ http://www.tocolo.or.jp/zencolo

編集後記

▼12月16日の第46回衆議院総選挙の結果、480議席のうち自民党が294議席を取り、圧勝しました。民主党はわずか57議席。民主党政権の後半の混乱が、多くの国民の失望を買った結果とみています。しかしこの3年間、障害者福祉は大きく前進したと言っても過言ではないでしょうか。▼3年前の12月、民主党・社民党・国民新党3党の連合政権のもとで、障害者施策推進本部に代わって「障がい者制度改革推進本部」が立ち上がり、その下に、障害当事者や障害者団体の代表らが初めて過半数を占める「障がい者制度改革推進会議」が設けられました。2010年6月7日に推進会議がまとめた「障害者制度改革推進のための基本的な方向（第1次意見書）」は、6月29日の閣議で決定されました。さらに、推進会議の総合福祉部会は、「障害者総合福祉法」という新法を目指して議論を進めて「骨格提言」を2011年8月にまとめました。残念ながら、障害者自立支援法の骨格を残したままの「障害者総合支援法」の形で2012年6月に成立、公布（施行は一部2013年4月から）となりましたが、2011年7月に成立した「改正障害者基本法」に基づき、内閣府に「障害者政策委員会」が法定の委員会として新たに発足しました。障害当事者がほとんどいなかった中央障害者施策推進協議会に代わって、やはり障害者等が委員の過半数を占めています。これらは、2007年12月の第61回国連総会本会議で採択された「障害者権利条約」（我が国は署名をしたが、まだ批准を行っていない）の影響が非常に大きく、「私たちのことは、私たち抜きで決めないで！」という考え方が定着しつつあることを示しています。▼1980年の「国際障害者年」以来、障害者運動と当事者参加、ノーマライゼーションの理念は大きなうねりとなって社会に少なからず影響を与えました。しかしながら、障害者自身が政策作りに主だって参画する形は、3年前まではほとんど見られませんでした。それが前面に現れた時代を迎えたと言っていいでしょう。▼多くの障害当事者が政策作りに参画するようになってきた現在、それだけの力量を障害当事者や障害者団体が少しずつ蓄えてきたことは、間違いのない事実だろうと思われます。今後も、障害者問題の把握力、訴求力だけではなく、哲学や社会的な洞察力も併せ持つ、人としての幅を持つ人物を多く輩出されることを強く願ってやみません。さらに、何事も自分たちだけでやれることには限界がありますから、社会の多くの方々を私たちの味方につけ、衆知を集めて理解を深めていくことも重要なことでしょう。私たちに今後求められているのは、実はそのあたりにあるのかもしれません。（T・W）

MP-5000
マルチカードプリンタ

MP-2100
高品位名刺はがきプリンタ
MP-300
名刺専用プリンタ
NEW

MP Master
専用組版アプリケーションソフト
50th Anniversary
株式会社 ムサシ　〒104-0061　東京都中央区銀座8-20-36　第二営業本部　http://www.musashinet.co.jp/
ダイニック株式会社 DYNIC（製造元）
東京第二支店 03-3546-7716　仙台支店 022-227-9185　神静支店 045-461-3400　名古屋支店 052-581-7307　中四国支店 082-232-9261
札幌支店 011-708-3541　東関東支店 043-202-7561　北関東支店 048-640-5795　大阪支店 06-6745-1634　福岡支店 092-282-6301

FUJIFILM
i-Communication
次世代サーマルCTPシステム［エコネックス］
ECONEX
環境、完全主義。
この世に「完全」はない。
しかし、限りなく「完全」に近づくことはできる。
環境性、再現性、安定性、生産性、
すべてに完全を求め、『ECONEX』、新生。
富士フイルム グラフィックシステムズ株式会社 本社／〒101-8452　東京都千代田区神田錦町三丁目13番地竹橋安田ビル　TEL.03(5259)2300　ホームページ http://ffgs.fujifilm.co.jp

福祉施設の企画・総合計画・改造計画・設計監理

ー確かな経験と豊富な実績ー
昭和44年の創業以来、北海道から沖縄まで全国各地に600件の公立・民間の福祉・医療施設建設を手がけた、数多くの経験と実績があります。施設の移転計画、増改築計画等、どんなことでもお気軽にご相談ください。計画・申請から設計／監理にいたるまで一貫したお手伝いをさせていただきます。
株式会社　新環境設計
代表取締役　平松良洋
〒113-0033　東京都文京区本郷4-9-15　ADMAXビル
TEL. 03-5800-0321　FAX. 03-5800-0505
http://www.shinkankyo.co.jp

DO Making Safety Sysem for environment
循環型社会・福祉社会への貢献
Recycle material market business
Total waste manegement planning
㈱ドムス環境総研　代表取締役 星川寛行
〒168-0074 東京都杉並区上高井戸 1-6-8

一九九二年四月十七日第三種郵便物認可（毎月三回七の日発行）
発行人　障害者団体定期刊行物協会　東京都世田谷区砧6－26－21　頒価百円（購読料は、会員法人が納める会費に含まれている）
編集人　社団法人　ゼンコロ　東京都中野区江原町2－6－7